

今後の社会内処遇の在り方に関する検討会報告書

令和4年6月

今後の社会内処遇の在り方に関する検討会

目 次

第1	はじめに	1
1	検討会設置の背景・目的	1
2	検討事項	1
3	構成員・その他参加者名簿	2
第2	保護観察処遇における専門的援助の活用の在り方	3
1	本検討会における議論の前提（法制審議会部会における議論）	3
2	制度の概要	4
3	検討事項	4
4	各検討事項の検討内容	4
	(1) 制度に期待すること	5
	(2) 法務大臣が定める基準の検討における論点及び留意点	5
	① 対象とする特定の犯罪的傾向の範囲	6
	② 専門的援助の実施内容の明確さと効果の担保	6
	③ 専門的援助の安全性、信頼性の担保	6
	④ 義務付けに関する権利制約の程度	7
	⑤ 保護観察所における実施状況の把握の在り方	7
	(3) 制度運用を検討するに当たっての論点及び留意点	7
	① 法務大臣が定める基準への適合性の確認の在り方	8
	② 専門的援助の受講を特別遵守事項として設定する手続、留意点等	8
	(4) 関係機関連携の在り方等の観点から充実又は改善を図るべき事項	9
第3	満期釈放者等に対する保護観察所による新たな支援の在り方	10
1	本検討会における議論の前提（法制審議会部会における議論）	10
2	制度の概要	11
3	検討事項	11
4	各検討事項の検討内容	11
	(1) 制度に期待すること	11
	(2) 制度運用を検討するに当たっての論点及び留意点	13
	① 総論的留意事項	13
	② 刑事司法の入口段階における支援	15
	③ 刑事司法の出口段階における支援	15
	④ 更生保護に関する地域援助	16
第4	再度の保護観察付執行猶予者に対する保護観察処遇の在り方	18
1	本検討会における議論の前提（法制審議会部会における議論）	18
2	制度の概要	18

3	検討事項	19
4	各検討事項の検討内容	19
	(1) 制度に期待すること	19
	(2) 制度運用を検討するに当たっての論点及び留意点	20
	① 再保護観察付執行猶予者に対するアセスメントと処遇	20
	② 薬物事犯再保護観察付執行猶予者に対する処遇	21
第5	おわりに	22

第1 はじめに

1 検討会設置の背景・目的

日本国憲法の改正手続に関する法律における投票権及び公職選挙法における選挙権を有する者の年齢を18歳以上とする立法措置、民法の定める成年年齢に関する検討状況等を踏まえ、少年法における「少年」の年齢を18歳未満とすること並びに非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備の在り方並びに関連事項について検討を行うため、法制審議会に諮問がなされた（諮問第103号）。諮問第103号を受けて、法制審議会においては、少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会（以下「法制審議会部会」という。）を設置して調査審議が行われ、令和2年10月29日に法制審議会から法務大臣に対して当該諮問に対する答申（以下「答申」という。）がなされた。

この答申においては、犯罪者に対する処遇を一層充実させるため、①特別遵守事項の類型に更生保護事業法の規定により更生保護事業を営む者その他適当な者が行う援助であって、特定の犯罪的傾向の改善を目的とするもの（法務大臣が定める基準に適合するものに限る。）を受けることを加えるものとする、②釈放後に自立した生活を営む上での困難を有する受刑者について、満期釈放後直ちに必要な更生緊急保護の措置を受けられるようにするための手続を整備するとともに、保護観察所の長が、満期釈放者等への援助や関係機関等に対する専門的知識に基づく助言等を行うことができるようにするものとする、③刑の全部の執行を猶予されて保護観察に付された者が、その期間内に更に罪を犯した場合であっても、情状に特に酌量すべきものがあるときは、再度の刑の全部の執行猶予を言い渡すことができるものとする等について、法整備その他の措置を講ずるべきこととされた。この答申を踏まえ、更生保護法等の改正を含む刑法等の一部を改正する法律案及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案が令和4年3月8日に閣議決定された。

そこで、今後法整備等がなされた後の実務の制度設計及び運用の在り方について具体的な検討を行うため、各種専門家から、意見を聴取することを目的として本検討会が設置された。

2 検討事項

本検討会において検討した具体的事項は、以下のとおりである。

(1) 保護観察処遇における専門的援助の活用の在り方

保護観察所以外が実施する依存等に関する問題解決のための支援・援助の実情を把握した上で、答申別添2に記載された特別遵守事項の類型に「更生保護事業法の規定により更生保護事業を営む者その他適当な者が行う援助であって、特定の犯罪的傾向の改善を目的とするもの（法務大臣が定める基準に適合するものに限る。）を受けること」を加えるための法整備がなされた場合の特別遵守事項の運用イメージ等について検討を行

うこと。

(2) 満期釈放者等に対する保護観察所による新たな支援の在り方

更生緊急保護や特別調整の実情を踏まえ、答申別添2に記載された「釈放後に自立した生活を営む上での困難を有する受刑者について、満期釈放後直ちに必要な更生緊急保護の措置を受けられるようにするための手続を整備するとともに、保護観察所の長が、満期釈放者等への援助や関係機関等に対する専門的知識に基づく助言等を行うことができるようにする」ための法整備がなされた場合の運用イメージ等について検討を行うこと。

(3) 再度の保護観察付執行猶予者に対する保護観察処遇の在り方

保護観察付全部猶予者や保護観察付一部猶予者に対する保護観察処遇の実情を踏まえ、答申別添2に記載された「刑の全部の執行を猶予されて保護観察に付された者が、その期間内に更に罪を犯した場合であっても、情状に特に酌量すべきものがあるときは、再度の刑の全部の執行猶予を言い渡すことができるものとする」ための法整備がなされた場合の再度の保護観察付執行猶予の運用イメージ等について検討を行うこと。

3 構成員・その他参加者名簿（敬称略、五十音順）

(1) 構成員

稲葉 保（全国更生保護法人連盟事務局長）
嶋田 洋徳（早稲田大学人間科学学術院教授）
田島佳代子（東北地方更生保護委員会事務局長）
宮永 耕（東海大学教育開発研究センター准教授、
認定 NPO 法人横浜マック理事長）
森久 智江（立命館大学法学部教授）

(2) その他参加者

第1回

和泉 光彦（更生保護施設旭川清和荘施設長）
市川 岳仁（三重ダルク代表）
柳沢真希子（横浜保護観察所統括保護観察官）

第2回

松本 俊彦（国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所薬物依存研究部部長）
森松 長生（認定 NPO 法人抱樸専務理事）

第3回

等々力伸司（法務省矯正局少年矯正課企画官）

第2 保護観察処遇における専門的援助の活用の在り方

1 本検討会における議論の前提（法制審議会部会における議論）

法制審議会部会においては、更生保護事業を営む者その他適当な者が行う特定の犯罪的傾向を改善するための専門的援助（以下「専門的援助」という。）について、近年、様々な機関・団体が実施しており、当該問題を抱えた保護観察対象者にとって、こうした専門的援助を受けることで、改善更生・再犯防止を図ることが可能な場合もあることから、当該機関・団体が実施する専門的援助を受講することを特別遵守事項として設定して、不良措置を背景に受講を義務付ける制度の導入について議論が行われた。

まず、導入の必要性に関して、依存性物質や習慣的行為への依存（以下「依存等」という。）の問題を有する場合は、長期間にわたる関わりが必要である一方、保護観察には期間等の制約があるところ、特別遵守事項として、専門的援助を受けることを設定できれば、保護観察中に、そうした専門的援助を受けることを促進し、保護観察期間終了後も継続して受け続けることができるように指導することができるようになることから、再犯防止・改善更生に資する取組として必要であるとされた。

また、導入に当たっては、義務付けの対象とすることができる専門的援助は、①依存等の問題と犯罪行為との結び付きが明確なものであること、②内容が明確で効果的であることに加え、履行状況の確認が可能であるなど一定程度の保護観察所の管理等が可能であることなどが、法務大臣が定める基準として設定され、その援助の水準が確保されること等を前提とする旨が議論された。

（法制審議会部会における検討内容）

○ 義務付けを行う範囲

「特定の犯罪的傾向、具体的には一定の物ですとか行為への依存性があること及びその依存性等と犯罪行為との結び付きがあることが、共に明確な場合に限定されるのではないか。…（略）…必然的に、現在既に更生保護法第51条第2項第4号に基づいて標準的に設定されている性犯罪者処遇、薬物再乱用防止、暴力防止、飲酒運転防止といったプログラムに限られてくるのではないか」（法制審議会部会第3分科会第6回 田鎖幹事発言）

「例えば依存症等があって、その改善のためにミーティングへの参加とかプログラム等の受講が必要な場合であっても、特別遵守事項としてこの受講を設定することが特に必要と認められるのは、その依存症等が犯罪行為と結び付きがあるという場合に限定されるのではないか」（法制審議会部会第3分科会第8回 太田委員発言）

○ 義務付けを行う内容

「民間施設が実施するということでもありますので、内容の明確性や効果、あるいは期間や密度等も含めて、内容的に一定の水準が保たれているかどうか、さらに、特別遵守事項ですので、履行状況の確認が可能なのかといったことを担保するための基準を設ける必要がある」（法制審議会部会第3分科会第6回 保坂幹事発言）

「内容が明確かつ効果的であることや、履行状況の確認が可能であることなどについて法務大臣が定める基準として設けられるのであれば、…（略）…、民間施設が実施するミーティングへの参加やプログラム等の受講を特別遵守事項の類型として追加する相当性もあるのではないかと」（法制審議会部会第3分科会第8回 太田委員発言）

○ 保護観察所の関与

「実施自体は民間施設で行うとしても、指導監督自体は保護観察官又は保護司が行うということであり、保護観察官の方でどのようなプログラム、あるいはミーティングが行われているのかということ、しっかり把握して管理・監督していくということになります」

（法制審議会部会第3分科会第6回 保坂幹事発言）

○ 権利制約の程度

「『民間施設が実施するミーティングへの参加』として幾つか例が挙げられておりますけれども、こういったものを見たときに、現行の更生保護法で行われている保護観察所による専門的処遇プログラムや社会貢献活動と比較した場合に、その権利制約の程度というのは同程度あるいはそれ以下かなと思われるわけです。」（法制審議会部会第3分科会第4回 保坂幹事発言）

2 制度の概要

保護観察における特別遵守事項として、更生保護事業を営む者その他適当な者が行う特定の犯罪的傾向を改善するための専門的援助であって法務大臣が定める基準に適合するものを受け、保護観察対象者にこれを義務付けることができる。

3 検討事項

1を踏まえて、2の制度の運用の在り方について、以下の検討を行った。

- (1) 制度に期待すること
- (2) 法務大臣が定める基準の検討における論点及び留意点
 - ① 対象とする特定の犯罪的傾向の範囲
 - ② 専門的援助の実施内容の明確さと効果の担保
 - ③ 専門的援助の安全性、信頼性の担保
 - ④ 義務付けに関する権利制約の程度
 - ⑤ 保護観察所における実施状況の把握の在り方
- (3) 制度運用を検討するに当たっての留意点
 - ① 法務大臣が定める基準への適合性の確認の在り方
 - ② 専門的援助の受講を特別遵守事項として設定する手続、処遇上の留意点等
- (4) 関係機関連携の在り方等の観点から充実又は改善を図るべき事項

4 各検討事項の検討内容

(1) 制度に期待すること

(概要)

- ・ 専門的援助への“接近性”と“継続性”の促進
- ・ 専門的援助の実施主体の活動の目的や理念等を尊重するように最大限配慮すること。

(検討の内容)

保護観察対象者には、必要な専門的援助を受けることを忌避するものがあるところ、本制度は、専門的援助を受けなければその改善更生を図ることができないと認められる保護観察対象者に対して、必要な専門的援助の受講を義務付けるものであることから、この義務付けによって、保護観察対象者が保護観察期間中から専門的援助を受講する機会を作ること、つまり専門的援助を提供する関係機関との「関わりに接近させること＝接近性」、そして、保護観察終了後も自らの意思で専門的援助を受講し続けるような関係性を維持するように指導すること、つまり「関わりを継続させること＝継続性」により、地域資源につなげ、保護観察終了後に自らの意思で継続して専門的援助を受け続けることへの一助となり、ひいては、その者の特定の犯罪的傾向の改善につながることを期待される。

また、保護観察対象者に専門的援助の受講を義務付ける際には、保護観察による指導監督及び補導援護への協力を求めつつも、専門的援助の実施主体がその活動において実現しようとしている目的や理念等を尊重し、その活動の本質的な部分が失われてしまうことがないように最大限配慮すべきである。

(2) 法務大臣が定める基準の検討における論点及び留意点

(概要)

- ① 対象とする特定の犯罪的傾向の範囲
 - ・ 依存等の問題と犯罪行為の結び付きが明確であること
 - ・ 義務付けの対象とする専門的援助の範囲は、転居等で本人の生活の場が変わった場合や特別遵守事項違反があった場合に、保護観察所の専門的処遇プログラムによる対応が可能な範囲とすること
- ② 専門的援助の実施内容の明確さと効果の担保
 - ・ 医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識に基づき体系化された手順により実施されるものであること
 - ・ 専門的援助の理論的基盤に関して学術的な支持があり、一定の効果が確認されていること
- ③ 専門的援助の安全性、信頼性の担保
 - ・ 専門的援助そのもの及びそれを提供する環境の安全管理が十分に行われていること
 - ・ 専門的援助の実施主体において必要な人的、物的体制の整備がなされていること

と

- ・ 一定の援助の実施実績があること
- ④ 義務付けに関する権利制約の程度
 - ・ 専門的処遇プログラムと同等の程度又はそれ以下とすること
- ⑤ 保護観察所における実施状況の把握の在り方
 - ・ 専門的援助の実施状況について、実施主体が、保護観察所の依頼に応じて報告すること
 - ・ 報告内容は、保護観察所が専門的援助の実施状況を確認できるものとする

(検討の内容)

1を踏まえ、専門的援助に係る「法務大臣が定める基準」の内容について、主に上記①から⑤の5点について検討を行った。その結果は以下のとおりである。

① 対象とする特定の犯罪的傾向の範囲

前提として、本制度による義務付けの対象とする犯罪的傾向の範囲は、犯罪と専門的援助によって改善しようとしている依存等の関係が明確である必要があることとされている。

そのうえで、本検討会においては、専門的援助の実施主体には地域偏在がみられることから、一つの考え方として、義務付けの対象とするのは、少なくとも保護観察所の専門的処遇プログラムで代替できる範囲の専門的援助に限定し、全国的に、特定の犯罪的傾向を改善するための専門的援助又は専門的な保護観察処遇のいずれかを受けられることを担保できるようにするべきであるという意見が示された。

これらの点を踏まえると、現状においては、本制度による義務付けの対象とするのは、保護観察所において犯罪的傾向を改善するために実施されている4つの専門的処遇プログラム（薬物再乱用防止プログラム、性犯罪再犯防止プログラム、暴力防止プログラム、飲酒運転防止プログラム）が対象としているものが想定されるが、地域の専門的援助の実情に応じ実施可能なものから義務付ける等の運用とすることが考えられる。

② 専門的援助の実施内容の明確さと効果の担保

専門的援助は、その実施内容が明確で効果的なものである必要があることとされていることから、国が義務付けて実施している専門的処遇プログラムのように、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識に基づき体系化された手順により実施されるものであり、一定の効果が認められることを要すると考えられる。また、その理論的基盤について学術的な支持があることも考慮すべきと考えられる。

③ 専門的援助の安全性、信頼性の担保

専門的援助の内容・効果が明確であったとしても、その実施場所が安全でなければ、安心して専門的援助を受講することはできない。そのため、保護観察対象者が安全に専門的

援助を受講できるよう、専門的援助の実施主体において、援助を提供する環境についての安全管理が十分に行われていること、一定の実施体制と援助の実績を有することが必要であると考えられる。特に、保護観察対象者が安心して受講できるものであるかという点に関しては、保護観察所において、専門的援助の実施主体ごとに個別に点検、評価する必要があると考えられる。

④ 義務付けに関する権利制約の程度

特別遵守事項で専門的援助の受講を義務付ける場合の権利制約の程度としては、現在同様の履行義務を課している専門的処遇プログラムや社会貢献活動と同等又はそれ以下であることを基本として考えるべきである。

また、専門的援助の受講に伴う費用の負担に関しては、現在、保護観察所における専門的処遇プログラムや、薬物処遇重点実施更生保護施設における回復プログラム等の受講に費用負担を求めていることなども前提として、運用について今後詳細に検討を進める必要がある。

⑤ 保護観察所における実施状況の把握の在り方

特別遵守事項として専門的援助の受講を義務付ける場合であっても、指導監督は保護観察所が行うものであるから、保護観察所が対象者に対して、義務違反があれば対応が可能となり、又は良好に経過した場合には特別遵守事項の取消しを検討できる程度の情報について実施主体から提供を受け、専門的援助の実施状況を把握することが必要と考えられる。そのため、専門的援助の受講を義務付ける前提として、専門的援助の実施内容や保護観察対象者の受講状況等の事実関係について、実施主体が、保護観察所の依頼に応じて報告することが必要である。

報告内容については、実施主体の援助の本質を損なわないよう留意しつつ、保護観察所が専門的援助の実施状況を確認できる事実（実施機関、受講の有無や日時、専門的援助の内容等）について報告を求めることを基本とすることが望ましいと考えられる。

(3) 制度運用を検討するに当たっての論点及び留意点

(概要)

- | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>① 法務大臣が定める基準への適合性の確認の在り方</p> <ul style="list-style-type: none">・ 専門的援助の実施状況等は、地域間の差異が大きい実情にあることから、全国的に統一した形で基準への適合性を確認できるようにすること <p>② 専門的援助の受講を特別遵守事項として設定する手続、処遇上の留意点等</p> <ul style="list-style-type: none">・ 専門的援助の実施主体が保護観察対象者の受入れが可能であることを確認すること・ 保護観察所は、その管轄区域内の専門的援助の内容や実施体制等についてあら |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

かじめ把握しておくこと

- ・ 専門的処遇プログラム又は専門的援助のそれぞれを受けることを、どのような場合に義務付けるのかなどについての運用方針を検討すること
- ・ 保護観察所は、個人情報の取扱いに留意しつつ、専門的援助の実施主体と協働して、保護観察対象者の更生を支える体制を作ること

(検討の内容)

① 法務大臣が定める基準への適合性の確認の在り方

上記(2)の法務大臣が定める基準の検討における論点及び留意点において、今後考慮を要する点について整理を行ったところであるが、実際の運用に当たっては、その基準への適合性について、どのように確認していくべきかが重要になる。

法務大臣が定める基準に適合するか否かを判断するのは、保護観察所であり、その管轄する区域内において提供されている援助の内容や実施体制、実施状況を確認した上で適切に判断することとなると考えられるが、犯罪的傾向を改善するための援助は、地域や実施主体によって大きな違いがあるため、全国的に統一した形で基準への適合性を確認できるようにしておくことが必要であると考えられる。

② 専門的援助の受講を特別遵守事項として設定する手続、処遇上の留意点等

専門的援助は関係機関が実施するものであることに鑑みると、実施主体が保護観察対象者を受け入れられるかを確認せずに特別遵守事項を設定することは、本人に責がないにもかかわらず、専門的援助を受講できない事態を生じさせてしまうおそれがあるため、あらかじめ保護観察対象者が受講する可能性のある専門的援助を実施している実施主体に対しては、受入れが可能な状況かどうか確認することが必要である。そして、受入れが可能な場合には、保護観察対象者の処遇方針の策定において、実施主体とも協議し、お互いの役割分担について確認した上で準備を進めていくことが望ましい。

また、運用の在り方として、特別遵守事項の設定に当たっては、保護観察対象者に対して事前に専門的援助を受けることについての動機付けを行い、円滑に専門的援助を受講できるように働き掛けを行うことが考えられる。そのためには、保護観察所が、その管轄区域内において提供されている専門的援助の内容や実施体制等の情報について、あらかじめ把握しておき、対象者に対して当該情報を提供することで、対象者が自分に合うと思われる専門的援助を選択することを可能にする手続を検討することも考えられる。

さらに、専門的処遇プログラムと専門的援助のそれぞれを、どのような保護観察対象者に、どのような条件がある場合に義務付け、又は義務付けないのか等についての運用方針を検討することが必要である。加えて、専門的援助の受講を義務付けない場合であっても、当該援助を受講することを助言したり保護観察対象者の意思に反しないことを確認した上で受講を指示したりするなどの対応も含めて検討する必要がある。

そして、実際の処遇の段階においては、保護観察所において、保護観察対象者に対し

て、専門的援助の受講を動機付ける工夫を続けるとともに、個人情報への取扱いに十分留意しつつ、実施主体と情報を共有し、実施主体のアセスメントも踏まえて処遇方針を見直すなど、保護観察所と実施主体が協働して保護観察対象者の更生を支える体制を作ることが望ましい。

(4) 関係機関連携の在り方等の観点から充実又は改善を図るべき事項

- ・ 保護観察対象者に対する専門的援助の円滑な実施や、その水準の向上を図るため、関係機関に対する研修等の支援の実施について検討すること
- ・ 適切な役割分担と、専門的援助の実施主体の負担軽減に努めること
- ・ 保護観察対象者の専門的援助への理解の促進、動機付けを図るための具体的方策について検討すること
- ・ 専門的援助の実施主体の活動の目的や理念等への理解を深めること

(検討の内容)

制度を円滑に運用していくために、専門的援助の実施主体の負担軽減等に配慮することは非常に重要であり、また、専門的援助の実施主体として協力する関係機関が増えることにもつながるものである。そのため、専門的援助の実施主体が制度の意義を理解し、専門的援助の内容、水準を向上させていくために、保護観察所は、積極的に関係機関に対する研修やスーパーバイズ等の支援を実施することに努めていくことが必要である。

さらに、保護観察所は、保護観察対象者に専門的援助を提供する実施主体に対し、当該対象者の特性に関する助言等様々な形で実施主体をサポートするとともに、危機場面等においては適時適切に介入することにより、適切な役割分担と実施主体の負担軽減に努めることが必要であり、また、実施主体の新たな負担に応じた財政的な支援等についても検討が必要である。

また、保護観察対象者が、自分が受けることとなる専門的援助が具体的にどのような人によってどのように行われるのか等についてあらかじめ理解できるようにすることで、専門的援助からの離脱を防止し、援助の実効性も高められるようになるため、矯正施設入所中などから、専門的援助の実施主体との面談等により保護観察対象者の動機付けを高める仕組みなどを検討することが必要である。

さらに、専門的援助の実施主体と保護観察所との役割の違いなどについて保護観察対象者が正しく理解できるような説明を心掛ける必要がある。そのためにも、保護観察所は、地域における多様な援助やその担い手について関係者間の情報共有に努めるとともに、日常的に専門的援助の実施主体と連携を図り、実施主体の活動の目的や理念等について理解を深めるように努めることが必要である。

第3 満期釈放者等に対する保護観察所による新たな支援の在り方

1 本検討会における議論の前提（法制審議会部会における議論）

法制審議会部会においては、再犯防止のためには、就労支援や生活環境の改善が非常に重要であることから、起訴猶予となる者などへの支援を可能とする仕組みを設けることや更生緊急保護の活用を図ること、保護観察官の専門性をいかして、保護観察所が満期釈放者等からの相談に乗ったり、適切な支援団体による支援につなげたりする更生緊急保護以外の仕組みを設けること等について議論が行われた。

（法制審議会部会における検討内容）

- ・ 「犯罪者の社会復帰や再犯防止のためには、就労支援や、家庭環境、交友関係といったものを中心とした生活環境の改善とか調整等というのが非常に重要であると考えられます。そうであるとすれば、こういった就労支援とか生活環境の改善・調整等の支援というものが必要である者については、釈放後、できるだけ早期に安定した生活を実現し、社会復帰できるように、勾留中から、あるいは、釈放された後に、起訴猶予処分になる前であっても、保護観察官が、そういった就労支援であるとか、生活環境の改善や調整といったような支援を行うことを可能とするような仕組みを設けるということが必要ではないかと思っています」（法制審議会部会第3分科会第5回 太田委員発言）
- ・ 「満期出所者の再犯率は仮釈放者に比べて高いことが、かねて指摘されています。社会内処遇の時間が確保されず、社会復帰に向けた支援が十分に行き届かないことが背景にあると思われます。更生緊急保護の期間が経過した後であっても、出所者本人が希望する場合、言い換えれば、本人に更生の意思がある場合には、出来る限り、相談に乗って、必要な支援につなげることが、再犯防止の観点で重要です。社会内処遇の専門機関である保護観察所が、こうした相談の受け皿となり、様々な知見と経験を有する保護観察官が相談支援を通じて、満期出所者の継続的なフォローをしていくことが求められるように思います。」（法制審議会部会第25回 大沢委員提出意見書）
- ・ 「起訴猶予処分前の者や勾留中の者に対する更生緊急保護について議論が行われてきましたけれども、更生緊急保護の活用を図るという観点からは、刑務所出所者が出所後直ちに更生緊急保護の措置を受けられるようにするため、収容中から保護観察所が必要な調整を行うことができるようにするための手続を整備することも同じ趣旨であり、問題もないと思われますので、併せて検討されてよいのではないかと考えます。」（法制審議会部会第25回 太田委員発言）
- ・ 「現在でも、保護観察期間を経過した者が、かつて保護観察を担当していた保護司などに対して、社会内で生活を営む上での相談を求める場合が、かなりあると承知しております。社会内において息の長い処遇を実施するという点で、十分でないにしても、当面は保護観察の終了者であると思いますが、満期釈放者からの求めがあった場合に、保護観察官の専門性をいかして、保護観察所がこれに応じて相談に乗ったり、適切な支援

団体による支援につなげたりするということができるような仕組みが有益ではないかと思っております」(法制審議会部会第23回 太田委員発言)

2 制度の概要

① 勾留中の者に対する生活環境の調整

勾留されている被疑者であって検察官が罪を犯したと認めたものについて、身体の拘束を解かれた場合の社会復帰を円滑にするため必要があると認めるときは、その者の同意を得て、釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行うことができる。

なお、当該調整を行うに当たっては、当該被疑者の刑事上の手続に関与している検察官の意見を聴かなければならず、当該検察官が捜査に支障を生ずるおそれがあり相当でない旨の意見を述べたときは、当該調整を行うことができない。

② 更生緊急保護の対象の拡大(処分保留者)

処分保留で釈放された者のうち、検察官が罪を犯したと認めたものについても、更生緊急保護の対象とする。

③ 収容中の者からの更生緊急保護の事前申出

矯正施設に収容中から更生緊急保護の申出をすることができる。

④ 刑執行終了者等に対する援助

保護観察所の長は、刑執行終了者等の改善更生を図るため必要があると認めるときは、その者の意思に反しないことを確認した上で、その者に対し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うことができる。

⑤ 更生保護に関する地域援助

保護観察所の長は、地域社会における犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生並びに犯罪の予防に寄与するため、地域住民又は関係機関等からの相談に応じ、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うものとする。

3 検討事項

1を踏まえて、2の制度の運用の在り方について、以下の検討を行った。

(1) 制度に期待すること

(2) 制度運用を検討するに当たっての論点及び留意点

① 総論的留意事項

② 刑事司法の入口段階における支援

③ 刑事司法の出口段階における支援

④ 更生保護に関する地域援助

4 各検討事項の検討内容

(1) 制度に期待すること

(概要)

- ・ 2の①から⑤のいずれの制度も、これまで支援が必要と思われながら支援を受けなかった者について、必要な支援に着実につながるようになること等が期待される。また、⑤については、保護観察所が、安全・安心な地域社会の実現に広く貢献するものであるとの理解が広がることが期待される。

(検討の内容)

① 勾留中の者に対する生活環境の調整

② 更生緊急保護の対象の拡大

これらは、これまで生活環境の調整や更生緊急保護の対象とされていなかった者をこれらの措置を受けることに向けた働きかけの対象とするものであり、その結果、これまで支援が必要と思われながら支援を受けなかった者について、必要な支援に着実につながるようになることが期待される。

③ 収容中の者からの更生緊急保護の事前申出

この事前申出手続の新設に伴い、運用上、矯正施設収容中の段階から、釈放後に更生緊急保護が必要となると考えられる者に対して、必要な情報提供や助言等がなされることになるため、その者の更生緊急保護に対する動機付けを高めることが期待でき、また、保護観察所は、その者の収容中から、釈放後に行う更生緊急保護の措置の内容について具体的に計画することが可能となる上、出所時における矯正施設への出迎え等の支援を更生緊急保護の措置として実施することも可能となることから、必要な支援に着実につながり、より一層的確な支援がなされるようになることが期待される。

④ 刑執行終了者等に対する援助

更生緊急保護の申出をしない刑執行終了者等*の中にも、円滑な社会復帰を図る上での支援ニーズがあるにもかかわらず、地域における支援につながっていない者が存在しており、こうした者が地域における支援に着実につながるようになることが期待される。

⑤ 更生保護に関する地域援助

保護観察所は、これまでも、“社会を明るくする運動”などを通じ、安全・安心な地域社会の実現に寄与してきたところ、本制度の導入により、その業務として地域住民や地域の関係機関からの個別具体的な相談を受けて必要な援助を行えるようになることにより、保護観察所が、安全・安心な地域社会の実現に広く貢献するものであるとの理解が広がるこ

* 懲役、禁錮又は拘留の刑の執行を終わった又は当該刑の執行の免除を得た者、懲役又は禁錮につき刑の一部執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中保護観察に付されなかった者であって、その刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わったもの又は少年院から退院し、又は仮退院を許された者のうち保護観察に付されていないものをいう。

とが期待される。

(2) 制度運用を検討するに当たっての論点及び留意点

(概要)

① 総論的留意事項

- ・ 継続的な支援、関与が必要となる者を的確に把握するとともに、対象者自らが問題解決への動機付けを高めていけるような取組を検討すること
- ・ 対象者への働き掛けに関しては、その意思に反しないことの確認を慎重に行うこと
- ・ 保護観察終了者等からの相談対応については、地域の支援への調整と後方支援を中心としていくこと
- ・ 犯罪をした者等への保護観察所の支援の拡大に当たっては、地域でのネットワークを強化し、関係機関との役割分担を明確化すること
- ・ 住居は他の支援の土台となることから、更に居住支援の充実を図ること

② 刑事司法の入口段階における支援

- ・ 支援の対象として適当な者について、関係機関と共通認識を持てるように努めること

③ 刑事司法の出口段階における支援

- ・ 満期釈放者への支援の充実は、仮釈放の積極化を含め、総合的な刑務所出所者等の社会復帰支援策の一環として推進していくこと
- ・ 医療との連携の充実も進めていくこと
- ・ 特定の犯罪的傾向の改善への取組の継続を希望する出所者等に対し、専門的知識や関係機関とのネットワークをいかした支援を実施していくこと

④ 更生保護に関する地域援助

- ・ 保護観察所が、具体的にどのような場面で何ができるのかを地域社会に示すこと
- ・ 相談支援の過程で入手した個人情報等の取扱いに関するルールを検討すること

(検討内容)

2の制度は、刑事司法手続の各段階における幅広い範囲に及ぶものであることから、現行制度の運用等も踏まえて議論を行う必要があるため、本検討会では、刑事司法手続の入口段階及び出口段階並びに刑事司法手続以外での相談支援活動の各段階での運用を想定し、その運用を検討するに当たっての論点及び留意点について、全体に共通する総論的留意事項を含めて、以下のとおり検討を行った。

① 総論的留意事項

ア 的確な対象者の把握と動機付け

勾留中の生活環境の調整、更生緊急保護等の対象となるかどうかの判断の際には、再

犯防止のためだけでなく、その者が一生活者として本当に支援を必要としているのかどうか、またそうした支援が一般の保健・医療・福祉サービス等により対応できないかという観点を重視して可能な限り漏れなく支援の対象とすることに留意しつつ、保護観察所を中心とする継続的な支援、関与が必要となる者を的確に把握する必要がある。

また、更生緊急保護は飽くまで本人の申出によるものであることに鑑みて、支援が必要と考えられる対象者に対し、支援の必要性や支援内容・方法等に関する十分な情報提供を行うなどの取組により、対象者自らが問題解決への動機付けを高めていくことができるよう支援する必要がある。

イ 対象者の意思に反しないことの確認

保護観察所は刑事司法機関であるため、更生緊急保護や保護観察終了後の対象者への働き掛けに関しては、保護観察所が必然的に有する権力性を意識し、働き掛けを受ける対象者がどのように感じているかに十分留意して、その意思に反しないことの確認を慎重に行う必要がある、また、その確認の手續と結果を着実に記録する必要がある。

ウ 保護観察終了者等からの相談対応

保護観察終了者本人又はその家族等からの相談対応については、基本的な理念として、刑事司法手続の対象となった者が、刑事司法手続の強制力のもとから外れ、その社会復帰の過程で、地域の支援に移行していくものであることを踏まえると、保護観察所の役割としては、個々の支援ニーズを的確に把握した上で、地域の支援への調整とその後の支援の実施主体に対する助言等の後方支援を念頭に、支援との関わりを再度修復したり、新たなつながりをつくるなどの役割を中心としていくことが想定される。

エ 関係機関との連携強化

更生緊急保護等の充実を図るに当たって留意すべき点として、地域福祉の分野において犯罪をした者等に対する支援への取組が進んできてはいるものの、まだ経験が十分ではないところがあることから、保護観察所が犯罪をした者等に対する支援を拡大・強化することにより、逆に地域の関係機関による主体的な取組が後退してしまうことのないよう、制度の趣旨を関係機関に十分理解してもらう必要がある。

そのためには、日頃から地域でのネットワークを構築した上で、関係機関との間で、お互いにできることを把握し合い、それぞれの役割を明確にしておくことが望まれる。支援の実施主体が、保護観察所がどのように関わることを期待しているのかなどを把握し、保護観察所としてどこまで何ができるのかという目的や役割のイメージを関係機関と共有した上で、保護観察所が支援の実施主体を継続的にバックアップしていくことなどが考えられる。

また、支援対象者の把握と具体的な支援等の調整を円滑に行うためには、個人情報の取扱いに十分に留意しつつ、支援対象者のニーズを的確に把握し、それらの情報を関係機関と円滑に共有できるような連携体制が求められる。

オ 居住支援の重要性

就労支援も公的扶助も保健・医療・福祉サービスも、それを受けるためには住居が整わないと難しい現状にある。そのため、支援に当たっては、特に住居の確保が支援の土台となると考えられ、保護観察所は、更生保護施設、自立準備ホーム、居住支援法人等との連携を強化し、犯罪をした者等にとって必要となる居住支援について問題意識を共有し、その支援の充実を図っていくことが望まれる。

② 刑事司法の入口段階における支援

勾留中の者の生活環境の調整は、勾留期間中という短期間で実施しなければならないものであるため、焦点を絞った調整の計画を立てることが必要となる。また、①の総論的留意事項で挙げた的確な対象者の把握と動機付けが特に重要であることから、保護観察所は、地域の福祉等の実情を踏まえて、保護観察所として支援が必要であると認め、対応が求められる事案に関して、そのアセスメント結果等を検察庁や福祉機関等と共有し、支援の対象として適当な対象者像についての共通認識を持つように努める必要がある。

③ 刑事司法の出口段階における支援

出所者の社会復帰支援のためには、一般的には満期釈放よりも、保護観察による指導監督と補導援護が実施される仮釈放となることが望ましく、まずは仮釈放の積極化を進めるべきであるが、それでも満期釈放となる者については、矯正施設収容中からの更生緊急保護の申出を可能とすることで、その支援の充実を図ることは極めて重要である。そのため、更生緊急保護の事前申出が適切に活用されるよう、収容中の生活環境の調整や仮釈放審理の過程で、①のアに記載したとおり、対象者に対して支援を受ける動機付けを実施することが大切である。

それでも、更生緊急保護の申出を行わない出所者等に関しては、その家族、雇用主等から寄せられる相談等から、釈放後又は保護観察終了後において改善更生を図るための援助の必要性を保護観察所が把握した場合、本人の意思に反しない範囲において、それぞれが抱える問題等に応じて相談や助言等を行うほか、地域における支援の中から必要と思われるものを紹介・調整したり、就労支援を受けるよう勧めることなどの対応が考えられる。

なお、関係機関との連携については、①の総論的留意事項のほか、特に満期釈放者のうち、精神・身体上の配慮が必要とされる者が7割以上に上る実態を踏まえ、矯正施設収容中からの医療機関等との事前調整を行うほか、対象者が有する依存等の問題に対応できる医療機関を積極的に把握し、資力のない者への支援などでは福祉機関も含めて医療機関等と事前に協議を行うなどして、積極的に連携に取り組むことが望まれる。

また、現状において専門的処遇プログラムの受講対象となっていない仮釈放期間が短い仮釈放者や満期釈放者等のうち、特定の犯罪的傾向の改善のための支援を希望する者に対しては、保護観察所が必要な限度においてグループワーク等の支援の場を提供したり、保護観察官による CFP 等も活用した本人の強みにも着目した助言等の継続的支援を実施し

たりすることが考えられる。また、保護観察期間中に専門的処遇プログラムを受けていた者が、終了後も引き続き相談・支援の継続を求めるなどした場合に、保護観察所が提供する支援の場への参加を促したり、関係機関による専門的援助につながるよう調整したりすることなどが考えられる。

④ 更生保護に関する地域援助

地域援助については、その業務としてイメージできることが広範に存在するため、保護観察所が、更生保護に関する知見をいかして行う支援や地域への貢献としてどのようなことができるのかをしっかりと整理して、地域社会に広報していく必要がある。また、保護観察所においては、対応窓口を明確化するために、専用窓口（専用ダイヤル）を設置し、担当の保護観察官を配置するなどの体制整備をすることも考えられる。

また、保護観察所は、犯罪や非行をした者の再犯・再非行を防ぐために必要となる幅広い専門的知識及び情報並びに実践に基づく経験を有しており、その一例として包括的アセスメントの枠組みとしての CFP を導入しているところ、地域援助においても、こうした専門的知識をベースとして、援助を実施することが望まれる。具体的に考えられる取組の例は以下のアからエのとおりである。

なお、地域援助の実施に際しては、保護観察所が保護観察や生活環境の調整等の一般的な手続により入手し保有している保護観察対象者等の個人情報と、相談支援の過程で把握する個人情報とは性格が異なるものであり、その取扱いにおいては、一定のガイドラインを定めるなどして慎重に取り扱うことが必要である。

ア 地域住民等からの相談

地域住民からの相談に関しては、自ら又はその家族等に犯罪や非行に結び付くおそれのある生活上の問題や家庭内での問題行動等が見られる場合の助言等に強みを発揮できると考えられる。また、刑事司法に関わる公的機関としての期待もあると考えられる。

こうした相談に対しては、問題行動に対応する場合の一般的な留意点を助言するほか、より具体的な支援が必要な場合には、アセスメントを実施した上で、問題の要因を明らかにした対応方針の助言、問題解決に資する関係機関、社会資源等の紹介・調整等を行うことが考えられる。そのため、特に、法務少年支援センターや医療、福祉機関等との連携を促進することや、更生保護女性会、BBS 会等の更生保護ボランティアが展開する諸活動の有効活用等、既存の社会資源の利活用を十分に図れるよう、関係機関等と日頃から顔の見える関係作りを継続的に行うことが必要である。

イ 関係機関、雇用主等への支援

アと同様の観点から、保護観察終了者や満期釈放者等を現に支援している関係機関や協力雇用主等からの相談についても、積極的に受けていくことが望まれる。具体的には、当該機関が実施するケース会議等に参画して、CFP を活用した犯罪や非行に関する分析等の保護観察所が提供できる専門的知見をいかして、問題行動に対応する場合の留

意点に関する助言を行うこと、相談内容に応じた支援機関等を紹介することなどが考えられる。また、関係機関が特定の犯罪的傾向を改善するための援助を立ち上げる場合に、専門的処遇プログラムの知見を提供したり、雇用主の求めに応じて、職場を巡回訪問したり研修を実施したりすることも考えられる。

ウ 犯罪・非行防止活動等への協力

保護観察所は、国の機関として、管轄地域の犯罪・非行に関する情報のみならず、全国的になされている取組や国が行っている施策に関する情報を保有している。そのため、地域における犯罪・非行防止の取組等を行っている関係機関等から、より効果的な犯罪・非行防止活動に関して相談を受けることも想定されるが、それに対しては、他の地域におけるグッドプラクティスの情報提供や、活用できる国の施策に関しての助言等を行うことが考えられる。

エ 新たな支援のための場の創設

地域社会において、支援が存在しない、または十分な支援が実施されていない領域については、保護観察所の知見をいかして、新たな支援のための場の創設に取り組むことが理想的である。そのためにも、犯罪をした者等に対する相談支援の窓口として、多機関連携の拠点となる場を地方公共団体や民間団体等とともに創設していくことも考えられる。その点、現に地方公共団体が起訴猶予や満期釈放等で釈放された保護観察の付かない者を対象に行政手続への付添支援や定期的な面談による伴走支援を行っている例や、更生保護サポートセンターにおいて地域住民からの相談事業を行っている例、更生保護施設においても施設職員が保護観察を終了した施設退所者等の自宅を訪問するなどの訪問支援事業を行っている例がある。また、令和4年度からは、更生保護地域連携拠点事業が開始されることが予定されるなど、地域における再犯防止に関する多機関連携のネットワークの構築や保護観察期間満了者等の支援活動に取り組む拠点づくりが進められている。このような地方公共団体の主体的な取組や民間団体の活動を更に支援し、助長していくことが必要である。

そのほかにも、保護観察対象終了者や、保護観察の対象となっていないものの特定の犯罪的傾向の改善のための支援を自ら求めている者等を対象として、関係機関との共同で支援の場を創設したり、又は民間団体が行う活動にノウハウ等を提供したりすることなどが考えられる。具体的には、薬物依存の問題があり、それに加えて発達障害や引きこもりなどの経験や課題を併せ持つ場合は、単に薬物の自助グループにつながったことだけではうまくいかない可能性があるため、薬物以外の課題にも理解のある支援機関等も紹介することにより、複合的な課題に対応できる支援体制を構築することなども考えられる。また、当該地域における自助グループになじめなかった場合、同一地域に代替となる自助グループは存在しないことが多い実情にあることから、保護観察所のこれまでのネットワークを駆使し、ピアサポートを基盤とする新たな支援の場の創設を後押しすることなども考えられる。

第4 再度の保護観察付執行猶予者に対する保護観察処遇の在り方

1 本検討会における議論の前提（法制審議会部会における議論）

保護観察付執行猶予は、再犯防止と改善更生を期するものと考えられるところ、保護観察期間中に再犯に及んだ事案の中には、直ちに実刑に処するよりも、社会内処遇を継続した方が再犯防止と改善更生に資する場合が考えられることから、保護観察中に再犯に及んだ場合でも再度の執行猶予を付することができる制度について議論された。

（法制審議会部会における検討内容）

- ・ 「保護観察付き執行猶予の趣旨、すなわち再犯防止と改善更生という、その制度趣旨の実現に失敗したとは言い難く、直ちに実刑に処するよりも、社会内処遇を継続する方が、保護観察付き執行猶予の趣旨に合致するという類型があろうかと思っておりますので、そのような類型に該当する方には、現行法を変えることによって、再度の保護観察付き執行猶予を言い渡してよいのではないかと思うところであります。」（法制審議会部会第1分科会第4回 今井委員発言）

2 制度の概要

（法制審議会答申：刑の全部の執行猶予制度の拡充について）

- ・ 保護観察付執行猶予中の再犯についての執行猶予

刑の全部の執行を猶予されて保護観察に付せられた者が、その期間内に更に罪を犯した場合であっても、情状に特に酌量すべきものがあるときは、再度の刑の全部の執行猶予を言い渡すことができるものとする。ただし、再度の刑の全部の執行猶予の言い渡しを受け、保護観察に付せられた者が、その保護観察の期間内に更に罪を犯したときは、この限りでないものとする。

（答申を踏まえ法案に盛り込まれた事項）

- ・ 再保護観察付執行猶予者に対する保護観察は、保護観察に付されている期間中に犯罪をしたことを踏まえ、当該犯罪に結びついた要因の的確な把握に留意して実施しなければならないものとする。
- ・ 再度の保護観察の開始に際し、上記要因を的確に把握するため、少年鑑別所の長に対し、再保護観察付執行猶予者の鑑別を求めるものとする。ただし、保護観察の実施のために特に必要とは認められないときは、この限りでない。
- ・ 先に付されている保護観察において特別遵守事項が定められているときは、当該先の保護観察における特別遵守事項を再度の保護観察においても特別遵守事項として定めなければならないものとし、また、再度の保護観察において、特別遵守事項を定め、変更し又は取り消すときは、先の保護観察においても、当該特別遵守事項を定め、変更し又は取り消さなければならないものとする。ただし、特別遵守事項の内容

に照らし相当でないと認めるときは、この限りでない。

- ・ 薬物使用等の罪を犯して初度目の保護観察付執行猶予に付され、再び薬物使用等の罪を犯して再度の保護観察に付された者（以下「薬物事犯再保護観察付執行猶予者」という。）には、薬物再乱用防止プログラムを受けることを特別遵守事項として定めなければならない。ただし、これに違反した場合に執行猶予が取り消されることがあることを踏まえ、その改善更生のために特に必要とは認められないときは、この限りでない。

3 検討事項

1を踏まえて、2の制度の運用の在り方について、以下の検討を行った。

(1) 制度に期待すること

(2) 制度運用の検討における論点及び留意点

- ① 再保護観察付執行猶予者に対するアセスメントと処遇
- ② 薬物事犯再保護観察付執行猶予者に対する処遇

4 各検討事項の検討内容

(1) 制度に期待すること

- ・ 少年鑑別所の専門的知見・技術を活用した精度の高いアセスメントを実施することで、再犯に至った要因のほか、初度目の保護観察処遇の内容が再保護観察付執行猶予者の状況に合致していたか等を分析・検証し、その結果に基づいた処遇方針を立てること
- ・ 当該対象者の状況に適した多様な処遇の選択ができるようにしていくこと

(検討の内容)

保護観察付執行猶予者が保護観察を受けている期間中に再犯に及んだ場合、再度の保護観察においては、再犯に結び付いた要因を的確に把握した上で、当該者の問題性の把握が十分だったか、処遇の内容が当該者の状況に合致していたかなど、初度目の保護観察について分析・検証し、その分析・検証結果を踏まえたアセスメントを行って処遇方針を立て直し、当該者にとって必要な指導監督・補導援護が適切に行われるよう留意する必要があると考えられる。その点で、少年鑑別所による鑑別を実施することで、少年鑑別所の専門的知見・技術を活用し、より精度の高いアセスメントに基づいた処遇方針を立てることができるようになることが期待される。

また、初度目の保護観察における指導監督や補導援護の内容を再検討し充実強化することや関係機関等の専門的援助の活用を考慮することも重要であり、画一的な処遇にとどまらず、どのような場面でこういった指導を受けてきたのかを検証し、当該者の状況に応じた多様な処遇の選択ができるようにしていくことが期待される。

(2) 制度運用を検討するに当たっての論点及び留意点

(概要)

- ① 再保護観察付執行猶予者に対するアセスメントと処遇
 - 少年鑑別所との連携の在り方
 - ・ 社会内の制約の中で適切な鑑別の実施方法について検討すること
 - 充実したアセスメントと処遇の在り方
 - ・ アセスメントを踏まえた指導監督と補導援護の適切な組合せにより処遇を充実できるようにすること
 - ・ 複数の保護観察官が関わる体制を検討すること
 - ・ 保護司の関わり方について、負担軽減も含めて検討すること
 - ・ 再保護観察付執行猶予者本人が問題解決に主体的に参加し、その意欲を高めることができるよう配慮すること
 - ・ 少年鑑別所の知見をいかした継続的なアセスメントと処遇方針の見直しを行えるようにすること
- ② 薬物事犯再保護観察付執行猶予者に対する処遇
 - 初度目の保護観察とは異なる処遇の在り方
 - ・ 薬物再乱用防止プログラムの実施に当たって、生活環境を変えることや、専門的援助の積極的な活用を検討すること
 - ・ 保護観察官に実施に必要なスキルの習得等を目的とした研修を実施すること

(検討の内容)

1を踏まえ、再保護観察付執行猶予を効果的に実施するための取組について、主に上記①及び②の2点について検討を行った。その結果は以下のとおりである。

① 再保護観察付執行猶予者に対するアセスメントと処遇

再保護観察付執行猶予者への鑑別は、少年鑑別所に收容することなく鑑別を行うものであることから、時間が限られた中で実施されることが想定される。そのため、保護観察所は、少年鑑別所に鑑別を求めるに際して、再保護観察付執行猶予者の資質や再犯の内容等に応じた有用な鑑別が行われるよう、初度目の保護観察の実施状況等について可能な限り詳細な情報を提供できるよう連携することが重要である。そして、保護観察所としては、再犯に至ったプロセスを分析し、必要な項目に絞った形で鑑別を依頼することも考えられる。そこで、制度が開始されるまでに、保護観察所における再犯に至るプロセスの分析と少年鑑別所による鑑別の先後関係をどうするか、少年鑑別所の職員が保護観察所に来所して鑑別を実施するのかなど、鑑別の手続や実施方法等について、試行を実施するなどして検討することが必要である。

また、保護観察所で使用しているアセスメントツールである CFP の結果と鑑別結果をどのように組み合わせて、再保護観察付執行猶予者の特性を理解し、指導監督及び補導援護による介入の対象とすべき要因を明らかにして処遇方針に反映させるかを検証していく

ことが望まれる。加えて、アセスメントの精度を高め、その内容に応じた綿密な処遇を実施するために、複数の保護観察官を指名し、複数の視点で再保護観察付執行猶予者に関する体制を検討することが望まれる。また、保護司の関わり方についても、こうしたアセスメントの結果に基づき、保護司として留意すべき点や、働き掛けのポイントをより具体的に示すことが可能になると考えられる。加えて、保護司の負担を軽減する観点から、保護観察官の関与の強化や保護司の複数担当を検討することも考えられる。

これらの方策により、初度目の保護観察に比べて、よりの確に再保護観察付執行猶予者のニーズに即した綿密な指導監督と補導援護を実施することが可能となると考えられる。そして、アセスメントにおいては、再犯の原因や課題等について再保護観察付執行猶予者本人と共有するなどして、本人自身が問題解決に主体的に参加し、更生の意欲を高めることができるように配慮することも重要である。

さらに、アセスメントの必要性は、保護観察開始当初のみに限られないことから、継続的なアセスメントと処遇方針の見直しを行う必要があり、このことにも少年鑑別所の知見を活用できるような仕組みを検討することが望まれる。

② 薬物事犯再保護観察付執行猶予者に対する処遇

初度目の保護観察で専門的処遇や支援を受ける中で薬物を再使用した場合は、特に、交友関係等の影響も踏まえて生活環境を変えることが有益になる場合もあると考えられる。さらに、事案によっては、保護観察所の薬物再乱用防止プログラムとは異なる場所、実施主体、アプローチによる支援を受けることも検討する必要があると考えられる。そのため、初度目の保護観察における処遇等の内容と薬物事犯再保護観察付執行猶予者の問題性に応じて、保護観察所の管轄地域にとらわれない居住地の変更を含め生活環境をより更生にふさわしいものに変えるための支援や、専門的援助の積極的な活用を図ることが望まれる。

また、薬物事犯再保護観察付執行猶予者は、執行猶予中にもかかわらず薬物を再使用したものであること、また、薬物再乱用防止プログラムをすでに受講している場合があることなどから、薬物の再使用を防ぐためには、プログラムの実施に際して、保護観察官には、初度目のプログラムの理解度に応じて、プログラムの内容の一部を特に強調するなど個別に実施内容を変えて対応するといった、初度目のプログラムの実施とは異なるスキルが求められる。そのため、薬物再乱用防止プログラムの教育課程の内容について、初度目とは異なる構成とすることも含めて充実したものにしていくことや、当該スキルの習得等を目的とした保護観察官に対する研修の充実を図ることが必要である。

第5 おわりに

更生保護は、犯罪をした者や非行のある少年の社会内処遇の要を担っており、その果たす役割に対する期待も高まっている。そのことが、今般の法整備に当たり、保護観察を始めとする社会内処遇の充実に関する事項が多岐にわたり盛り込まれたことにも表れていると考えられる。

本検討会においては、法制審議会での議論を前提に、答申の内容を踏まえた法整備に関し、その運用に当たっての期待や留意すべき点等を取りまとめた。

昨今、刑事司法と福祉等との連携が新たな形で進展してきたところ、本検討会で検討した課題のいずれにおいても、改めて、更生保護と関係機関等との連携の在り方が問われているといえる。

今後、本報告内容を踏まえて、更生保護に携わる関係者が、地域の関係機関との連携を更に進展させ、より実効性のある保護観察処遇を行うことや更生保護活動を通じた支援の幅を広げることを通して、「誰一人取り残さない」社会の実現に寄与していくことを期待する。